

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は12人中12名です。
定足数に達しておりますので第19回新城市農業委員会総会を開会します。

議長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員5番
農業委員6番 お願いします。

議長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第77号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第77号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。
所有権移転が2件、使用貸借権設定3件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は遠隔地在住かつ管理困難のため譲り渡すもので、一畝田公民館より南へ約400mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で7分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が52年、妻45年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間予定従事日数は申請者、妻ともに100日であり、必要な農作業従事をしています。
取得後の経営予定面積は18373.39㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、榊の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2、3、4番は耕作者が同一であり、一括でご説明させていただきます。申請者の新規就農のため使用貸借権の設定および所有権移転するものです。

貸人及び譲渡人はそれぞれ遠隔地在住かつ管理困難なため貸し、そして譲り渡すもので、道の駅つくる新城より北へ約300mにある農地です。

申請地は耕作者の自宅から徒歩3分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、申請者と母、夫がおり、農作業歴は申請者、母、夫の全員が1年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間従事日数が申請者、母ともに200日、夫は100日あり、必要な農作業従事が見込まれます。

取得後の経営予定面積は2,430㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、果実・野菜・芋等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は遠隔地在住かつ管理困難なため譲り渡すもので、道の駅つくる手作り村より北へ約200mにある農地です。

農業従事者は申請者と妻、母であり、農作業歴は申請者50年、妻30年で、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間従事日数は申請者150日、妻90日、母50日あり、必要な農作業従事をしています。
取得後の経営予定面積は2,173㎡であり、作手地区の下限面積を超えています。

	<p>権利取得後は、蔬菜の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から5番について、許可相当であることを原案といたします。これで、第77号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございますか。</p>
議長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
12番(農)	<p>1番の案件について、教えてください。 譲受人の経営面積は1町歩以上あります。ほとんどが榊栽培を営農しているものでしょうか。</p>
事務局	<p>何反かは、野菜と水稻を営農しています。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議長	<p>第77号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め第77号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>次に第78号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第78号議案について説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。 転用1件です。 議案書5ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について、所有する農業用機械・農業用資材の保管場所や作業スペースを確保するために申請地に農業用倉庫を建築し、また、平成22年頃より農地を駐車場として利用していたため今般是正すべく申請するものです。 なお、以前から駐車場として利用がされていたことによる始末書が添付されています。 農地区分は現地確認の結果、駅より概ね300m以内の区域にある農地に該当し、3種農地と判断しました。3種農地ですので、転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前審査の結果、必要な資金について目処が立っており、関係法令等も調整され、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われまます。</p> <p>以上、第78号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第78号議案の説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございますか。</p>
議長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議長	<p>第78号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>

議 長	賛成多数と認め、第78号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第79号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第79号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。 所有権移転5件、賃借権設定1です。 議案書7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について借人は、本市内にて建築一式工事請負業を営んでおり、現在の駐車場、機材置場では手狭となり、用途を満たす土地を探していたところ、現所有地隣接地の地権者より同意を得たため、申請地を従業員駐車場・機材置場を建築するものです。 農地区分は、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、豊田市に本店を置き、県内全域を対象に太陽光発電施設を運営しており、この度事業拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、譲受人が申請地を経営する老人介護事業所の法人車両用駐車場、及び導入予定の薪ストーブ用の薪の保管場所とするものです。 農地区分は、駅より概ね300m以内の区域にある農地に該当し、3種農地と判断しました3種農地ですので転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>この案件について、譲受人は建設業務等を扱っており、この度事業拡大のため、申請地を残土置場とするものです。 農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。 住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水</p>

	<p>方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について申請地は、平成7年頃から作手村営住宅敷地内に入る通路として利用しており、申請地を通行しなければ車両を乗り入れることができません。今後、譲受人が所有地を公募売却する際に、申請地を進入路として確保することで所有地の利用価値を高めることができるので本申請をするものです。 なお、申請地が以前から住宅に入る進入路として利用していたことの始末書が添付されています。 農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の農地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、日照等の問題はなく、周辺農地等営農の支障はないと思われます</p> <p>申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について申請人は、中古自動車及び自動車部品の販売を営んでおり、令和2年頃から事務所、資材置場、車両置場として利用していました。今後もこれまで同様に事務所等として利用したいので本申請で是正するものです。 以前から事務所等として利用していたことの始末書が添付されています。 農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、事務所等として転用計画はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農の支障はないと思われます。</p> <p>以上、第79号議案6件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第79号議案の説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
2番(農)	6番の案件について補足説明をします。申請地には産廃らしきものがおいてあるように感じました。事務所・資材置場としての申請ですが、色々なものが置いてありましたので、しっかり注意深く見る必要があるという話にまとまりました。
事務局	事務局からも補足させていただきます。現地には冷蔵庫等がありました。申請人の方にお話を伺ったところ、冷蔵庫を処分するにあたって一時的な仮置き場としていたようでした。すぐさま撤去するよう指示させていただきました。また、周辺農地に影響を与えないようにという指導させていただきました。
議長	私も現場を立ち合いしました。リサイクル法に違反してしまうような物もありましたが、事務局の方から指示をしましたので、資材置場として活用する指導をし、そのような申請となっております。
議長	その他、ご意見はありませんか。
議長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

議 長	第79号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第79号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第80号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは第80号議案について説明させていただきます。議案書9ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。使用貸借権設定12件、賃借権設定14件の合計26件の47, 874㎡であり、内新規設定8件です。議案書10ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 有海地内の田1筆527㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号2番 有海地内の田1筆523㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号3番 上平井地内の田1筆1, 192㎡に使用貸借権を設定し、飼料作物の作付けをします。</p> <p>申請番号4番 黄柳野地内の田2筆1, 732㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号5番 黄柳野地内の田1筆600㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号6番 黄柳野地内の田2筆1, 819㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。 7～24番は更新案件です。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。 申請番号25番からは、中間管理事業による転貸の案件です</p> <p>申請番号25番 吉川地内の田1筆2, 414㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号26番 作手菅沼地内の田2筆3, 260㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p>
議 長	番号1番から26番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので第80号議案につきましては適当であることを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号8番、10番、14番、15番、17番から24番について、3番農業委員と6番農業委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

議 長	賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。
議 長	続いて、番号8番、10番になります。ここで3番農業委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議 長	それでは、3番農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第80号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議 長	続いて、番号14番、15番、17番から24番になります。ここで6番農業委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議 長	それでは、6番農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第80号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。 事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
議 長	それでは、議案書47ページをご覧ください。 報告第1から第5、報告案件計19件について説明いたします。 (議案書14ページから22ページの内容を議案書のとおり朗読)
議 長	以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
9番委員(農)	3条の届出についてですが、あっせん希望ありの場合どのような対応になるのですか。市で何かしらの働きかけを行っているのですか。
事務局	あっせん希望をされる場合、市で用意している農地相談整理簿というものに情報を記入してもらいます。頂いた情報を課と公社で共有し、その後は空きの農地情報としてインターネット等に情報を公開するという対応をしています。
9番委員(農)	希望をしないという回答する方は、そういった情報を知りながらもなしと答えるのでしょうか。

事務局	窓口から提出して頂いた方にはお伝えしておりますが、郵送や代理人を通しての場合は、そういったお話はできていないです。
9番委員（農）	いつも思うのですが、遠隔地在住の方が希望しないというのは不自然に感じます。説明を聞けば大体の人はありという回答になると思います。 このままなると遊休農地、荒廃農地となっていくので、届出人にもう少しお話を聞くべきではないでしょうか。
議長	東京都在住の方が、新城にきて農地を管理することは思えないです。そういった方が確かにあっせん希望がないのは不思議ですよ。
事務局	以前の総会においても、遠方在住の方が相続した場合の農地管理についての問題提起がありましたが、その後の様式や通知文を見直し、あっせんについての紹介した通知を送らせていただいております。
議長	届出ですから、本人の申し出によるものが大きいと思いますが、委員会として指導していくということであれば、遠隔地の方が相続をした場合は、あっせん希望があってもよいのではないかと思います。 事務局としても、対応をされていく必要性があるかと思います。
9番委員（農）	質問の仕方を変えるのはどうでしょうか。あっせんの希望の有無だけではなく。
事務局	もう少し現行の通知文をわかりやすくということでしょうか。
9番委員（農）	そうです。
議長	ひどく荒れてしまう前に、何か対策がうてるといいですね。
議長	その他はよろしいでしょうか。ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして第19回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。
	上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する
	議長
	委員
	委員